労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

株式会社クエリー

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項に基づきマージン率を開示します。　【対象：2024 年度(2024 年 1 月～2024 年 12 月)】

１．事業所名

株式会社クエリー(本社)

２．派遣先の実績およびマージン率等

派遣先から当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額を派遣料金で除した値をマージン率といいます。

A 派遣労働者数	B 派遣先事業所数	C 労働者派遣料金の平均額	D 派遣労働者の賃金の平均額	マージン率（C－D）／C
13 人	1 箇所	45,275	29,553	34.7%

３．教育訓練に関する事項

新入社員研修、セキュリティ教育、目的別技術研修、マネジメント研修
（集合研修、e-Learning 等を通じて実施します）

４．その他の労働者派遣事業の業務に関し、参考となると認められる事項

無期雇用、有期雇用に関わらず教育訓練の機会を提供し、派遣労働従事者の着実なスキルアップを行います。

５．派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している

・協定労働者の範囲　派遣先で業務に従事する従業員

・協定書の有効期間終期　　2025 年 6 月 30 日